

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 60 2021年2月23日 JR東労組

あらゆるハラスメントを許しません！
高崎支社に申し入れを提出！



JR東労組中央本部に籠原駅で発生するハラスメントに対する告発文が届いたことから、事実関係を確認したうえで対応をすることが急務であると判断し、高崎支社に事実関係の確認を要請しました。

そして、高崎地本は現在本部派遣が執行していますが、2月19日に高崎地本申2号「あらゆるハラスメントの防止を求める申し入れ」を高崎支社に提出しました。今後、議論を行っていきます！

JR東労組は、働きやすい職場環境をつくり出していくために、仲間の声を大切に、労働組合の役割であるチェック機能を発揮し、これからも仲間と共に運動をつくり出していきます！



JR東労組高地申第2号
2021年2月19日

東日本旅客鉄道株式会社
執行役員
高崎支社長 木村 法雄 殿

東日本旅客鉄道労働組合
高崎地方本部派遣代表 佐藤 伸也



あらゆるハラスメントの防止を求める申し入れ

JR東日本は、就業規則においてハラスメントを禁止し、この間の労使議論でもあらゆるハラスメントを許さないことを労使で確認してきました。

そのような中、JR東労組本部に籠原駅で発生するハラスメントに対する告発文が届きました。告発文では、籠原駅助役が行ったとされるハラスメントが詳細に記載され、「早急な対応、調査、適正な処分」が求められています。また、「対応がなかった場合はセクハラ、パワハラ、隠蔽問題として然るべき外部団体への情報提供も考えております」と書かれています。

JR東労組高崎地本は、この告発を受け、事実関係を確認した上で適切な対応をとることが急務と判断し、JR東日本高崎支社に事実関係の確認を要請しました。

ハラスメントが発生した場合、事実関係を迅速に確認し、適正に対処することが必要です。したがって、籠原駅での告発の調査を明らかにし、高崎支社としてハラスメント防止に向けた取り組みを明確にすることを通じて、働きやすい職場をつくり出していくために、下記の通り申し入れますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 告発のあった籠原駅のハラスメント行為について調査結果を明らかにすること。
2. 高崎支社としてのハラスメント防止対策を明らかにすること。

以上